

入札公告

令和6年度I o Pクラウド利活用促進支援委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和6年5月17日

高知県知事 濱田 省司

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度I o Pクラウド利活用促進支援委託業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年5月30日（木） 午後1時30分

高知県高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県庁 西庁舎 3階 競馬対策室

(5) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

(8) その他入札に関する事項

入札説明書による。入札説明書は、令和6年5月17日（金）から令和6年5月27日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (午後 0 時から午後 1 時までを除く。) の間に 3 (4) に定める場所で交付する。また、高知県庁の農業イノベーション推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024050900163/>

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿 (物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領 (平成 7 年 12 月高知県告示 638 号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 3 によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等 (令和 5 年 9 月 26 日付け高知県告示第 638 号。以下「告示」という。) 第 1 の 2 の (9) に該当し、告示第 7 の規定により入札参加の資格の取消しを受けていないこと又は告示第 1 の 2 の (9) に該当しないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これら契約を誠実に履行した実績を有するものであること。

3 入札資格の確認方法等

この入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、次に掲げる書類 (以下「申請書」という。) を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加者は、県から申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された申請書を確認した結果、不備が認められた場合は受付しない (郵送の場合は返送する。) ことがあるので、余裕を持って提出すること。

- (1) 提出を求める書類
別紙「一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1)」
- (2) 添付書類
2 の (5) の実績を証明する書類 (契約書) 等の写し

- (3) 提出期限
令和6年5月27日(月) 午後5時まで(郵送の場合は必着とする。)
- (4) 提出場所、及び問い合わせ先
郵便番号 780-8570
高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県 農業振興部 農業イノベーション推進課 IoP 推進室 担当: 矢野、鈴木
電話: 088-821-4570 FAX: 088-873-5162
E-mail: 160601@ken.pref.kochi.lg.jp
- (5) 提出方法
持参又、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は電子メール(電話により着信を確認すること。)
- (6) 入札参加資格の確認結果の通知
入札参加資格の確認結果は令和6年5月28日(火)までに電子メールで通知する。
- (7) 入札参加資格確認通知後において、入札参加者が次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、この入札に参加することができない。
 - ア 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
 - イ 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4 質疑応答

- (1) この入札に関して質疑事項がある場合は、別紙「質疑書(様式2)」により令和6年5月21日(火)午前9時までに3の(4)の場所に持参するか、3の(4)の問い合わせ先に電子メールで提出すること。
- (2) 質疑書を電子メールで提出する場合は、電話による到達確認を行うこと。
- (3) 質疑書に対する回答は、令和6年5月22日(水)までに高知県農業振興部農業イノベーション推進課ホームページに掲載する。

5 最低制限価格の設定

設定しない

6 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

8 契約書

契約書（案）により作成を要する

9 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。